

生活困窮者の就労支援の 強化について



厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部
企画課就労支援室

社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書（抄）

平成25年1月25日

III 新たな生活困窮者支援制度の構築について

5. ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化

- (1) 地方自治体とハローワークとが一体となった就労支援体制の整備について
- ハローワークにおける生活保護受給者等の就労支援については、就労可能と考えられる生活保護受給者が急増する中で、平成23年度から従来の地方自治体と連携した事業を拡充し、新たに「福祉から就労」支援事業として、ハローワーク・地方自治体間の協定等によりその連携基盤を強化し、よりきめ細かい就労支援を展開しており、その実績が大幅に伸長している。
 - また、平成23年度から、国の出先機関に関する「アクション・プラン」（平成22年12月閣議決定）に基づく「一体的実施窓口」として、地方自治体の提案に基づき、ハローワーク・地方自治体間の共同事業の位置づけで、就労支援のワンストップ窓口を順次整備している。
 - このワンストップ窓口では、生活保護事務を主に担う基礎自治体の切実なニーズ等を踏まえ、現在事業を実施している基礎自治体のうち半数以上が生活保護受給者等の生活困窮者を主たる支援対象としており、生活相談等に来所した者に対して早期のアプローチを実施することにより大きな成果を上げている。
 - こうした取組を通じて、ハローワーク・地方自治体間の連携基盤の整備や、これを踏まえた就労支援の経験や知見は往々に蓄積されつつあるが、潜在的には就労支援の必要な者がさらにいることを考慮すると、支援の体制や規模は十分でなく、必要な支援対象者を的確に把握し、早期にアプローチ可能な体制整備には至っていない。
 - また、地方自治体によっては、ハローワークとの位置関係等により、就労に関する情報を日常的に得ることが難しい場合もあるので、何らかの対応を検討することが必要との意見があった。ハローワークの求職活動状況等に関する情報と、福祉事務所の生活保護等に関する情報を可能な限り共有することで、早期に就労可能な者に対してそれぞれが対象者の状況に応じた的確な支援を行うことができるとの意見や、窓口の一体化だけではなくて、情報共有等の取組を更に進めることも必要であるとの意見もあった。
 - このため、地方自治体とのワンストップ窓口を引き続き整備するとともに、地方自治体との連携体制の在り方をさらに強化するなど、地方自治体とハローワークが一体となった就労支援体制を全国的に整備の上、生活保護受給者をはじめ、就労可能な生活困窮者を広く対象として、早期のアプローチを徹底することが必要である。また、職業紹介事業を行う地方自治体が希望する場合には、ハローワークの求人情報をオンライン提供することについても検討する必要がある。

(2) ワンストップ型の就労支援体制の構築について

- 今後、ワンストップ型の支援体制をハローワーク・地方自治体間で全国的に整備することにより、就労支援の必要な対象者を確実に把握し、早期に支援を開始することができる体制を構築することが必要である。
- 具体的には、地方自治体ごとの就労支援の対象となる生活保護受給者等の規模に応じ、
 - ① 常設のワンストップ窓口の設置、
 - ② ハローワークから福祉事務所への定期的な巡回相談によるワンストップ支援体制の整備、
 - ③ 予約相談制の導入等その他の連携体制の構築の3類型に分けて対応することが必要である。

(3) 就労支援の対象者の拡充について

- これまで就労支援の対象としていた生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅手当受給者に加え、新たに生活保護を受給しようとする者や生活保護の相談者で受給に至らない者を支援対象とし、ハローワークによる支援規模を拡大することが必要である。
- 就労支援の対象者を広く生活困窮者に拡充することにより、稼働可能な者の就労促進を図るとともに、これらの層が新たに生活保護の対象とならないよう未然に防止することにつながるものと考えられる。

(4) 新たな相談支援事業との連携について

- ハローワークと福祉事務所が連携して就労支援を行うことは今後とも進めいくことが必要であると考えるが、新たな相談支援体制が構築されると、早期把握が進み、さらに支援の対象者が増加するものと見込まれる。これらの者が一般就労に至るような、より効果的な支援に向け、ハローワークと関係地方自治体等との連携の在り方を検討する必要がある。

(5) 就労支援サービス内容の充実・強化について

- 生活保護受給者を含む生活困窮者の支援に当たっては、就労意欲があり、能力開発等の支援を実施することにより就職の可能性があるものの、職業経験が乏しく、生活基盤やコミュニケーション能力レベルの課題を有する者が一定程度見込まれるため、その課題に応じた支援プログラムを開発・実施することも必要である。この支援プログラムの利用者が円滑に就職できるよう、切れ目なく職業訓練など就職可能性を高める支援策を活用できる仕組みを設けることも有用である。
- また、生活保護受給者を含む生活困窮者の中には、就職したとしても短期間で離職に至る者が一定程度存在すると考えられる。このような離職のリスクを抱える者に対しては、就職後の職場定着に向けて、ハローワークによるフォローアップを確実に実施すべきである。

生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）の創設

25年度予定額 72億円

労働局・ハローワークと地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る「福祉から就労」支援事業（23年度～）を発展的に解消の上、新たに生活保護受給者等就労自立促進事業（仮称）を創設。

具体的には、生活保護受給者を含め広く生活困窮者を対象として、自治体にハローワークの常設窓口の設置をするなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活困窮者への早期支援の徹底、求職活動状況の共有化などを就労支援を抜本的に強化し、生活困窮者の就労による自立を促進。

